

鳥取県がん薬物療法専門医等資格取得負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県がん薬物療法専門医等資格取得負担金（以下「本負担金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本負担金は、県内の医師ががん薬物療法専門医又は放射線治療専門医の資格取得するために必要となる費用を一部県が負担することにより、質の高いがん医療の提供体制の確立を行うことを目的として交付する。

(負担金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、県内の医療機関に従事する医師で、2年以内に別表に掲げる専門医を取得しようとする者が、専門医の受験資格に必要な研修会、講習会、セミナー等を受講した場合に、予算の範囲内で本負担金を交付する。

ただし、資格の更新及び再認定の場合は対象外とする。

- 2 本負担金の額は、前項に規定する研修会等に参加するための受講料及び旅費の合計額から寄附金その他の収入額を控除した額に、3分の2を乗じて得た額（算出して得た額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。
- 3 前項の旅費の額は、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）による額を上限とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本負担金の交付申請は、研修会等に参加した年度の属する3月31日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本負担金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本負担金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する事業以外のすべての対象事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本負担金の増額を伴うもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から、1か月を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本負担金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

1 実施機関	2 専門医
公益社団法人日本臨床腫瘍学会	がん薬物療法専門医
公益社団法人日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
公益社団法人日本医学放射線学会	